

トリニダード・トバゴの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

トリニダード・トバゴ共和国（英語では「Republic of Trinidad and Tobago」。以下「トリニダード・トバゴ」という）は、カリブ海の小アンティル諸島の南端に位置する立憲共和制国家である。主にトリニダード島とトバゴ島とからなり、首都ポート・オブ・スペインはトリニダード島の北西部にある。トリニダード・トバゴの南及び西にはベネズエラがある。熱帯気候に属する国土の面積は約 5,127 平方キロメートルで、千葉県とほぼ同じくらいの大きさである。

トリニダード・トバゴは、英連邦に属する。公用語は英語²、通貨はトリニダード・トバゴ・ドルである。約 137 万人いるトリニダード・トバゴ国民の構成は、インド系が約 40%³、アフリカ系が約 38%、混血が約 21%、白人が約 1%等となっている。このように、インド系とアフリカ系の人口が拮抗している点が、トリニダード・トバゴの人口構成の特徴である。宗教については、キリスト教が多数を占めており、カトリックが約 26%、プロテスタントが約 25%となっているが、他の宗教も広く普及しており、ヒンズー教が約 23%、イスラム教が約 6%となっている。

1498 年、コロンブスが、トリニダード・トバゴに到達した。その後、スペイン人による植民・先住民支配が続いたが、英国、オランダ、フランス等による支配権争いが続いた。しかし、結局、英国がトリニダード・トバゴの植民地化を経て、領土とした。トリニダード・トバゴでは 1834 年に奴隷制が廃止されたため、サトウキビのプランテーション農園における労働力が不足するようになり、1845 年から 1917 年の間にインドから多くの契約労働者（年季奉公人）を受け入れた。1956 年に英国の自治領となったトリニダード・トバゴは、1958 年、カリブ海の他の英国の植民地とともに、西インド連邦を結成した。しかし、その運営方針をめぐるジャマイカと対立し、1961 年に西インド連邦から脱退した。そし

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 但し、トリニダード・トバゴ国民が実際に話している英語は、他の言語（スペイン語、フランス語、ヒンディー語等）の影響を受けたクレオール言語である。

³ カリブ海諸国の中で、インド系が人口の 3～4 割以上を占める国は、トリニダード・トバゴ、ガイアナ及びスリナムである。これらの国では、奴隷制が廃止された後、サトウキビのプランテーション農園における労働力の不足を補うため、インドから多くの契約労働者（年季奉公人）を受け入れた。松本八重子著「インド系年季奉公人から多数派へ」（国本伊代編著『カリブ海世界を知るための 70 章』（明石書店、2017 年）所収）110 頁。

て、1962年8月31日、トリニダード・トバゴは、英連邦王国の一つとして、英国から独立した。1976年には、共和制に移行した。

トリニダード・トバゴは、石油及び天然ガスの産出国である。1908年から石油の商業生産が開始されたが、最近では、天然ガスの輸出が多くなっている。そのほか、トリニダード・トバゴは、カーニバル（世界3大カーニバルの一つといわれている）やスチールパン（ドラム缶から作られた音階のある打楽器で、独特の音色を有する）等で知られており、とくにカーニバルの時期には観光客も多い。このようなことから、トリニダード・トバゴは、カリブ諸国の中では比較的豊かな国といわれてきたが、近時は、マイナス成長が続いており、貧富の差も拡大している。近年、トリニダード・トバゴ政府は、産業の多角化に向けた政策をとっているが、エネルギー産業に比重を置いた従来の産業構造に大きな変化は見られない。

トリニダード・トバゴは、1995年に世界貿易機関（WTO）に加盟した。また、地域経済共同体たる「カリブ共同体」（CARICOM）にも加盟している。カリブ共同体は、加盟国の経済統合を目指すとともに、加盟国間の外交政策の調整、社会的・文化的・技術的発展のための協力等を行う共同体であり、現在、カリブの14か国1地域が加盟している⁴。

トリニダード・トバゴの法制度は、もともとは宗主国であったスペインの法制度の影響が19世紀まで残っていたが、その後、スペイン法の影響は完全に消滅した⁵。現在のトリニダード・トバゴの法制度は、英国法⁶の流れを汲み、①コモン・ロー、②制定法等により形成されている。現在のトリニダード・トバゴの主な制定法は、トリニダード・トバゴ政府のウェブサイト⁷で検索・閲覧することができる。

II 憲法

1 総説

トリニダード・トバゴの現行憲法は、1976年3月24日に採択され、同年8月1日に施行された。その後、幾度もの憲法改正が行われている。

全143条から構成されるトリニダード・トバゴ憲法の体系は、表1のとおりである⁸。

表1：トリニダード・トバゴ憲法の体系（2007年までの改正を反映。別紙は省略）

⁴ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kikan/caricom/gaiyo.html>

⁵ クシヤ・ハラクシン著、加藤哲美訳「トリニダードのイギリス法と移植インド固有法」（千葉正士編『アジア法の環境』（成文堂、1994年）所収）98頁。

⁶ 英国の法制度の概要については、遠藤誠著「世界の法制度〔欧州編〕第3回 イギリス」（『国際商事法務 Vol.40, No.12』（国際商事法研究所、2012年）所収）を参照されたい。

⁷ <http://www.legalaffairs.gov.tt/lrcREVISED.html>

⁸ トリニダード・トバゴ憲法（英語）は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://laws.gov.tt/pdf/Constitution.pdf>

前文		
第 1 章 基本的人権及び自由の承認及び保護	第 1 部 保護される権利	
	第 2 部 既存の法のための留保	
	第 3 部 緊急事態のための留保	
	第 4 部 立法行為のための留保	
	第 5 部 総則	
第 2 章 市民権		
第 3 章 大統領		
第 4 章 議会	第 1 部 議会の構成	組成、上院、下院、総則
	第 2 部 議会の権限、特権及び手続	
	第 3 部 召集、閉会及び解散	
	第 4 部 選挙及び選挙区委員会	
	第 5 部 投票制度	
第 5 章 行政権		
第 6 章 検事総長及びオンブズマン	第 1 部 検事総長	
	第 2 部 オンブズマン	
第 7 章 司法権	第 1 部 最高裁判所、控訴裁判所、裁判官の指名	
	第 2 部 司法委員会への上訴	
	第 3 部 司法及び法律サービス委員会	
第 8 章 財政		
第 9 章 公職の指名及び任期	第 1 部 サービス委員会等	公共サービス委員会、公安サービス委員会、教育サービス委員会、サービス委員会の総則
	第 2 部 公共サービス不服申立委員会	年金、特別な公職
第 10 章 清廉委員会		

第 11 章 給与審査委員会		
第 11A 章 トバゴ議会		
第 12 章 雑則		

2 統治機構

トリニダード・トバゴは、英国の議院内閣制を範とするウェストミンスター・システムを採用している。

(1) 行政府

トリニダード・トバゴの国家元首は、大統領である。大統領は、上院及び下院による議員選挙団により、選出される。大統領の任期は5年であり、3選は禁止されている。大統領の権限としては、首相及び閣僚を任命すること、国防軍の最高司令官となること等が挙げられるが、実質的権限は首相が有しており、大統領の権限は形式的・儀礼的なものにとどまっている。

トリニダード・トバゴの行政権は、内閣に属する。トリニダード・トバゴは、議院内閣制を採用している。行政府のトップは首相である。大統領は、多数派政党の指導者を首相に任命する。閣僚は、議会議員の中から任命される。

(2) 立法府

トリニダード・トバゴの立法府たる議会は、上院と下院の二院制が採用されている。しかし、上院の権限は弱く、下院優位の制度が採られている。

上院議員の定数は31名である。上院議員は選挙で選出されるのではなく、16名は首相の推薦により、6名は野党党首の推薦により、9名は社会団体を代表するものとして、それぞれ大統領により任命される。上院議員の任期は5年である。

下院議員の定数は41名である。下院議員は41の選挙区から国民による直接選挙により選出され、下院議員の任期は5年である。

また、内政自治権が与えられているトバゴ島には、独自の議会が設置されている。

(3) 司法府

トリニダード・トバゴの司法制度は三審制を採用している。

トリニダード・トバゴ国内の司法組織において「最高裁判所 (Supreme Court)」と呼ばれるものの中には、控訴裁判所 (Court of Appeal) 及び高級裁判所 (High Court) 等が含まれる。これらの裁判所の所長は、大統領が首相及び野党党首と協議した上で指名し、これらの裁判所の他の裁判官は、大統領が首相及び法律サービス委員会と協議した上で指名する。控訴裁判所及び高級裁判所の下には、軽微な刑事事件や少額 (訴額が 7,000 米ドル以下) の民事事件を管轄する治安判事裁判所がある。

高級裁判所は、通常の民事事件、刑事事件及び家事事件を管轄する。高級裁判所における民事事件は、1名の裁判官により審理されることがされており、陪審制は採用されていない。

高級裁判所又は治安判事裁判所の判決に対する控訴事件は、控訴裁判所が管轄する。控訴裁判所における民事事件は、3名の裁判官により審理される。

控訴裁判所の判決に対する上訴事件を管轄するのは、英国ロンドンにある枢密院司法委員会である。この点に関し、「Matthew v. Trinidad & Tobago」事件を紹介する。この事件において、被告人 Matthew は、トリニダード・トバゴにおける強制的死刑の規定に基づき、殺人罪で死刑判決を宣告された。英国の枢密院は、「トリニダード・トバゴの憲法 6 条 1 項で認められている強制的死刑を科している現行法は、残酷で異常な刑罰であり、憲法 4 条・5 条に合致しない。強制的死刑は、トリニダード・トバゴが当事国である自由権規約に合致しない。国内法は、できるだけ、国際義務と一致するように解釈されなければならない。憲法 4 条・5 条も同様に解釈されるべきである」旨の理由により、枢密院への上訴を認めた。このように、英国の枢密院がトリニダード・トバゴを含むカリブ諸国の国内法や法的措置に介入してくることを受け、カリブ諸国は、枢密院との関係を断つべく、2001 年に、カリブ司法裁判所⁹を創設して控訴院に置き換える協定を締結した¹⁰。トリニダード・トバゴ政府は、近い将来、控訴裁判所の判決に対する上訴事件の管轄権を、英国枢密院司法委員会から、カリブ司法裁判所 (Caribbean Court of Justice (CCJ)) ¹¹に変更することを企図しているといわれている¹²。

3 人権

トリニダード・トバゴ憲法の「第 1 章 基本的人権及び自由の承認及び保護」(4 条～13 条) ¹³及びその他の部分には、人権カタログが規定されている。

トリニダード・トバゴ憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①国家緊急事態について、詳細な明文規定が置かれている (7～12 条)。
- ②人権保護請求について、明文で規定されている (14 条)。人権保護請求とは、不法に憲法

⁹ カリブ司法裁判所は、トリニダード・トバゴの首都ポート・オブ・スペインに所在する。

¹⁰ 齊藤功高著「憲法解釈の法源としての人権条約 ―コモン・ロー諸国における現状―」(『文教大学国際学部紀要 第 19 卷 1 号』(文教大学、2008 年) 所収) 24～26 頁。

¹¹ 7名の裁判官により構成される「カリブ司法裁判所」は、2003年にトリニダード・トバゴの首都であるポート・オブ・スペインに設立された。①カリブ共同体条約に係る紛争について審理・決定する権限、及び②加盟国(トリニダード・トバゴ等を含む)における民事事件・刑事事件の上訴審として審理・決定する権限を有する (<http://www.cci.org/>)。

¹²

<https://www.caribbeanlifeneews.com/stories/2018/9/2018-09-21-azad-trinidad-joining-caribbean-court-cl.html>

¹³ トリニダード・トバゴ憲法は、日本国憲法に比べ、各条文が非常に長いという特徴がある。

に規定された人権を侵害されるおそれがあり又は既に侵害されている者（その者が拘禁されている場合に限られない）が、高級裁判所に対し、その救済を求めて保護請求を行うことである。

Ⅲ 民法

トリニダード・トバゴには、ドイツやフランスにおけるような民法典は制定されていない。しかし、個別の分野ごとに制定された法律（例えば、「不動産法」等）が存在する。トリニダード・トバゴの民法の内容は、英国法及びコモン・ローの影響を強く受けているが、若干の変容を受けている。

財産権は、憲法及びコモン・ローにより保護される。

トリニダード・トバゴにおける不動産の権限（title）に関する制度には、コモン・ローによる制度と、1946年不動産法による制度がある。コモン・ローによる制度は、不動産局に権限証書（deed）を登録することにより不動産取引が行われるというものである。実際、トリニダード・トバゴの不動産のうち75～80%は、複雑なコモン・ロー制度に基づいているが、権限証書（deed）による不動産の登録は信頼に足るものではない。これに対し、1946年不動産法による制度は、トレンスシステム（Torrens system）に基づくものである。トレンスシステムとは、本来であれば最初の権利者から自分までの途切れない権利移転の連鎖を証明しなければならないところ、不動産登記上の権利者が真正な権利者であることを国が保障する制度である¹⁴。トリニダード・トバゴ政府は、不動産の所有権者を確定し登記を行う努力をあまりしてこなかった。最近になって、不動産登記制度を迅速かつ効率的なものとするため、不動産登記のデジタル化が進められている¹⁵。

1990年外国投資法によると、トリニダード・トバゴに投資する外国人（個人か法人かを問わない）は、居住目的であれば1エーカー、商業目的であれば5エーカーまでの土地を購入することができる¹⁶。但し、トバゴ島の土地を外国人が購入するためには、許可を取得しなければならない。

Ⅳ 会社法

トリニダード・トバゴの会社法は、カナダの1985年会社法を参考に策定されたものであ

¹⁴

<https://oxfordbusinessgroup.com/overview/paving-way-national-legal-system-ideal-foreign-investment>

¹⁵ <https://www.export.gov/article?id=Trinidad-and-Tobago-Legal-Regime>

¹⁶ 「Legal Aspects of Doing Business in Latin America」（JURIS、2017年）の「Trinidad and Tobago」14頁。

り、1997年に施行され、1999年に改正された¹⁷。

外国投資家がトリニダード・トバゴに投資する場合、国内法人の株式を譲り受けること、会社を設立すること、支店を設置すること、国内事業者とジョイント・ベンチャー又はパートナーシップを組むこと等の手段が認められる。

トリニダード・トバゴで外国投資家が会社を設立する場合に最も多く利用されるのは、「limited liability company」（有限責任会社）である。有限責任会社の株主は、出資額の限度で責任を負う。最低資本金の要件は無い。株主は1人であってもよい。有限責任会社は、その取締役や住所等に変更があった場合、遅滞なく登記変更申請手続きをしなければならない。住所の登記変更申請を遅滞した場合は15日ごとに300ドルが課され、それ以外の事項の登記変更申請を遅滞した場合は30日ごとに300ドルが課される。有限責任会社の会社名には、「Limited」又は「Ltd」のいずれかを含めなければならない¹⁸。

外国法人がトリニダード・トバゴに支店を設置した場合、14日以内に、管轄する会社登記局に登記を行わなければならない。支店は、トリニダード・トバゴにおける登記日から1年ごとに、年次報告書を会社登記局に提出しなければならない。

V 民事訴訟法

トリニダード・トバゴにおける民事訴訟制度は、基本的に、英国の民事訴訟制度の強い影響を受けているが、若干の変容を受けている。

トリニダード・トバゴにおける民事訴訟制度は、2005年民事訴訟規則により規律されている。当該民事訴訟規則は、従前の民事訴訟規則よりも、訴訟手続を簡明化し、コストを引き下げたほか、訴訟を迅速化するために裁判所に強大な訴訟指揮権を付与した。また、裁判所に仮処分命令等の権限を認めたほか、訴訟手続全般にわたってITの利用を推進するようにした¹⁹。

トリニダード・トバゴの裁判所は、トリニダード・トバゴ国内に規定や先例が無い場合、英国及び他のコモンウェルス諸国（とくに、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ等）の先例等を説得力のあるものとして引用する。また、トリニダード・トバゴと英国及び他のコモンウェルス諸国の間では、相互に外国裁判所の判決の執行が認められる。

トリニダード・トバゴにおける民事訴訟は、大量の案件が滞留しており、裁判が遅延する傾向にある。投資又は商事に関する訴訟事件では、提訴から執行まで約1,340日（約3.6年）かかるといわれている²⁰。

¹⁷ <https://www.export.gov/article?id=Trinidad-and-Tobago-Legal-Regime>

¹⁸ <http://trinidadlaw.com/choice-of-business-structure/>

¹⁹

<https://oxfordbusinessgroup.com/overview/paving-way-national-legal-system-ideal-foreign-investment>

²⁰ <https://www.state.gov/e/eb/rls/othr/ics/2018/wha/281783.htm>

そこで、トリニダード・トバゴにおける民事紛争の当事者は、トリニダード・トバゴの裁判所への訴訟提起のほか、仲裁や調停等の裁判外紛争解決手段（Alternative Dispute Resolution (ADR)）を採ることもできる。その手続等については、仲裁法及び調停法に規定されている。

トリニダード・トバゴは、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）及び「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」（ICSID 条約）に加盟している。トリニダード・トバゴの裁判所は、外国仲裁判断の承認及び執行を認めることができる。

近時、よく利用される手続として、高級裁判所による調停及び司法解決会議のパイロット・プロジェクトがある。この手続の中では、裁判所は、サポート及び限定的な後見的役割のみを負う。裁判所は、①独立の第三者の権限を定め、必要に応じて当該第三者の権限の範囲を増減すること、②マレーヴァ差止命令（被告資産を凍結し、損害賠償の支払いを受けるために資産を差し押さえること）を発布すること、③証人出頭命令を発布すること等の権限を有する²¹。

VI 刑事法

トリニダード・トバゴにおける刑事訴訟事件の第一審は、多くの場合、治安判事裁判所で行われる。治安判事裁判所の判決に不服がある場合、高級裁判所又は控訴裁判所に上訴することができる。

トリニダード・トバゴで最も多い犯罪は、窃盗及び強盗である。2014年に、窃盗は2,592件、強盗は2,672件発生している。2014年における性犯罪の発生件数は、829件であった。殺人の発生件数は、2015年が410件、2016年が463件、2017年が494件、2018年が516件であった²²。ちなみに、トリニダード・トバゴで死刑が執行されたのは、1999年が最後である²³。

トリニダード・トバゴは、南米で生産された麻薬が米国に輸出される際の中継地となっている。トリニダード・トバゴが麻薬の中継地となっている原因としては、地理的要因（ベネズエラのオリノコ川の河口に近い島国であること）が大きいと考えられる。

トリニダード・トバゴにおける政治家・公務員の汚職も、依然として大きな問題として存在している。

以上のようにトリニダード・トバゴの治安が悪い原因としては、①警察官・刑務官・軍

²¹ 「Legal Aspects of Doing Business in Latin America」(JURIS、2017年)の「Trinidad and Tobago」3頁。

²² <https://www.ttcrime.com/crime-statistics/>

²³

<http://www.deathpenaltyworldwide.org/country-search-post.cfm?country=Trinidad+and+Tobago®ion=&method=>

人等の法執行機関職員を取り巻く状況の厳しさ（施設・設備・資金・人員等の不足）、②刑事司法制度の問題（裁判の長さ、刑務所の過剰収容）、③汚職の深刻さ、④貧富の差の拡大、⑤ギャング団の勢力拡大、⑥麻薬及び銃器の流入の容易さ（手薄な国境警備、島国であること）、⑦国民の規範意識の鈍麻等が挙げられている²⁴、最近では、イスラム過激派が関与したクーデター未遂及びテロ未遂があったほか、ベネズエラからの難民が増加していること等により、治安のさらなる悪化が懸念されている。

Ⅶ 参考資料

以上、トリニダード・トバゴ法の概要を簡単に紹介してきたが、トリニダード・トバゴ法については、日本語の文献・論文等は非常に少ない²⁵。しかし、トリニダード・トバゴは英語を公用語とするため、英語による情報源及び文献・論文等については、インターネット上で比較的多く存在する。トリニダード・トバゴ法を英語で調査するための情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: Trinidad and Tobago Law and Legal Research」²⁶等が参考になる。

英国法の流れを汲むトリニダード・トバゴの法令は、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、英語を公用語とし、米国・カナダ・英国等との繋がりが強いこと、政治的に安定した民主主義国家であること、石油及び天然ガス等の産出国であること、観光の分野で独自の存在感を示していること等にみられるトリニダード・トバゴの重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、トリニダード・トバゴの法制度の動向については引き続き注視していく必要がある。今後、トリニダード・トバゴ法に関する日本語の文献・論文等が増えてくることを期待したい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.47 No.4』（国際商事法研究所、2019年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第24回 トリニダード・トバゴ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²⁴ 鈴木美香著『トリニダード・トバゴ カリブの多文化社会』（論創社、2018年）267～270頁。

²⁵ 近時、トリニダード・トバゴに関する日本語の単行本が刊行されるようになった。例えば、北原靖明著『カリブ海に浮かぶ島 トリニダード・トバゴ 一歴史・社会・文化の考察一』（大阪大学出版会、2012年）、鈴木美香著『トリニダード・トバゴ カリブの多文化社会』（論創社、2018年）である。

²⁶ http://www.nyulawglobal.org/globalex/Trinidad_Tobago1.html